

## あなたのお仕事には

### 「新宿区公契約条例」が適用されます

条例に基づく新宿区独自の賃金の下限額（※）が定められています。

（※）条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

ご自身の賃金が上記の労働報酬下限額より低いと思う場合、新宿区又は受注者等に申出することができます。申出をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはありません。

契約（協定）名	
履行場所	
履行期間	

#### （1）適用される労働者

- ・ 事業者には雇用され、条例適用対象案件に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）
- ・ 自らが提供する役務の対価を得るため、事業者との請負契約又は業務の委託契約により適用となる契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

#### （2）適用されない労働者

- ・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人
- ・ 労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）
- ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- ・ 適用となる契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）
- ・ 現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者
- ・ 適用となる契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

#### （3）労働報酬下限額

**建設工事** 公共工事設計労務単価の9割の額（別紙参照）

**業務委託及び指定管理協定** 1時間あたり 1,080円

4) 申出をする場合の申出先

適用労働者は、労働環境に関する事実について、区長又は受注者に申し出ることができません。なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

申出先		住所	連絡先
受注者			
受注関係者			
発注者 (区)	総務部契約管財課 契約係	東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番 1号 新宿区役所本庁舎4階	03-5273-4075

建設工事 労働報酬下限額 (単位：円/1日当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	22, 230	27	普通船員	21, 690
02	普通作業員	19, 440	28	潜水士	37, 260
03	軽作業員	14, 040	29	潜水連絡員	26, 280
04	造園工	19, 440	30	潜水送気員	25, 650
05	法面工	24, 390	31	山林砂防工	24, 210
06	とび工	25, 110	32	軌道工	42, 030
07	石工	24, 570	33	型わく工	23, 670
08	ブロック工	22, 770	34	大工	23, 040
09	電工	23, 130	35	左官	24, 930
10	鉄筋工	24, 840	36	配管工	21, 150
11	鉄骨工	23, 130	37	はつり工	22, 590
12	塗装工	26, 280	38	防水工	26, 910
13	溶接工	28, 170	39	板金工	25, 740
14	運転手 (特殊)	22, 140	40	タイル工	25, 200
15	運転手 (一般)	18, 270	41	サッシ工	23, 130
16	潜かん工	27, 360	42	屋根ふき工	25, 740
17	潜かん世話役	32, 220	43	内装工	25, 200
18	さく岩工	27, 810	44	ガラス工	23, 130
19	トンネル特殊工	26, 460	45	建具工	25, 200
20	トンネル作業員	22, 320	46	ダクト工	20, 610
21	トンネル世話役	30, 240	47	保温工	20, 430
22	橋りょう特殊工	27, 360	48	建築ブロック工	24, 570
23	橋りょう塗装工	28, 080	49	設備機械工	20, 700
24	橋りょう世話役	32, 040	50	交通誘導警備員A	14, 040
25	土木一般世話役	22, 950	51	交通誘導警備員B	12, 510
26	高級船員	27, 450	52	未熟練工等	10, 920